

令和6年度からの市・県民税の税制改正等について

【上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式の統一】

所得税の課税方式と一致させるため、次の措置が講じられました。

所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、個人住民税においてもこれらの課税方式を適用することとされました。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、個人住民税においても適用することとされました。

【日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し】

扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、扶養親族のうち、非居住者については年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であって次に掲げる者のいずれかに該当するものとされました。

- ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ②障害者
- ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

【森林環境税の創設】

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度（令和5年中の収入）から、個人に対して1人年額1,000円が課税され、市民税・県民税の均等割と併せて賦課徴収されます。

詳細はこちら!!

☆大洲市公式HP（トップページ→組織でさがす→税務課→令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります）